

申請概要

別紙 1

1 申請者

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）

代表取締役社長 村尾 和俊

（以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。）

2 申請年月日

平成 28 年 2 月 10 日

3 実施予定期日

認可後、NTT東西の準備が整い次第実施。

4 概要

災害用伝言ダイヤルサービス（以下「音声 171」という。）の提供時に使用する番号解決機能及び音声録音・再生機能は、それぞれ、サービス提供主体であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」という。）のサービス制御装置並びにNTT東西の交換機及び音声蓄積装置を利用することで提供されている。音声 171 の提供に当たり、NTT東西は、交換機及び音声蓄積装置に係る網改造料をNTTコムへ請求し、NTTコムがサービス制御装置等の自社設備に係るコストを含めた当該費用を、音声 171 に接続している各接続事業者へ請求している。

今般、番号解決機能及び音声録音・再生機能について、NTTコム及びNTT東西の設備が平成 28 年 3 月末に保守限界を迎えることから、NTTコムが番号解決機能及び音声 171 の提供を廃止することに伴い、以下のようにすることとしている。

- ① 番号解決機能をNTT東西の交換機で実現することで、NTT東西が新たに音声 171 を提供する。
- ② これまでPSTNに具備していた音声蓄積装置をNGNに具備し、あわせて、音声 171 の音声録音・再生機能を 050 番号、070 番号、080 番号及び 090 番号にも提供する※。

※ 音声 171 は、現在、被災地域の OAB-J 番号に音声録音・再生機能を、070 番号、080 番号及び 090 番号に再生機能を、それぞれ提供している。

その場合、以下の課題が生じる。

- ① 音声 171 に係る網改造料の適用先は全利用事業者となるが、現行の接続約款における適用先は特定中継事業者（NTTコム）に限定されており、その他の接続事業者には適用されないこととなっている。また、当該接続に係る技術的条件が不要となる。

- ② 音声蓄積装置をNGNに具備することに伴い、PSTNからNGNへの接続が発生するが、当該接続の技術的条件には、音声171に関する条件は規定されていない。また、050番号を発番号とする音声171への接続に関する条件も規定されていない。

本件は、これらの状況を踏まえ、NTT東西が、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第33条第2項の規定に基づき、①音声171の網改造料に係る規定を変更するため、②音声録音・再生機能のNGNでの実現及び音声171の050番号への提供に係る技術的条件を規定するため、接続約款の変更を行うものである。

5 主な変更内容

(1) 料金表の変更内容

- 音声171の網改造料の適用対象となる事業者の変更 (①)

接続約款において、音声171のための認可済みである「災害用伝言ダイヤル通話に係る付加機能」に係る網改造料の適用事業者について、特定中継事業者(NTTコム)に限定していたものを、全事業者に変更するもの。具体的な変更内容については下表1-1及び表1-2のとおり。

表1-1 網改造料の対象となる機能(現行)

区分		備考
(39) 災害用伝言ダイヤル通話に係る付加機能	<u>特定中継事業者</u> の契約約款等に規定する災害用伝言ダイヤル通話を行うために加入者交換機及び中継交換機に付加する機能。	<u>特定中継業者に適用します。</u>

表1-2 網改造料の対象となる機能(変更後)

区分		備考
(39) 災害用伝言ダイヤル通話に係る付加機能	契約約款等に規定する災害用伝言ダイヤル通話を行うために加入者交換機及び中継交換機に付加する機能。	

(2) 技術的条件集の変更内容

- 番号解決機能に係る接続の技術的条件の削除 (①)

音声171の提供のための番号解決機能でのみ利用していた技術的条件を削除する(形態6-2第85条第5項の削除)。

- 音声録音・再生機能のNGNでの実現及び音声171の050番号への提供に伴う技術的条件の追加 (②)

PSTNからNGNへの接続に係る技術的条件を追加(形態4-6第67条第3項エに「呼の方向:当社網→直接協定事業者網」を追加)し、音声171の接続の発番号に050番号を追加(形態4-6第67条第3項エの「呼の方向:直接協定事業者網→当社網」について、「発番号」に050番号に係る条件を追加)する。

6 諮問を要しない理由

上記①及び②について、以下の理由から、法第 169 条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第 5 号に基づき、諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。

① 番号解決機能を NTT 東西の交換機で実現することで、NTT 東西が新たに音声 171 を提供することについて、

- ・ 料金表の変更については、音声 171 に係る網改造料の適用対象事業者を NTT コムから全ての事業者に変更するものであるが、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第 5 号第 3 項第 2 号「接続料の適用対象となる電気通信事業者を変更するもの」に該当するものであること。
- ・ 技術的条件集の変更については、NTT コムが提供する番号解決機能でのみ利用していた技術的条件を削除するものであること。

② いずれも形態 4-6 に係る技術的条件の変更であるが、PSTN から NGN への接続に係る変更については、既に認可済みの技術的条件である接続約款技術的条件集第 67 条第 11 項エの技術的条件を、着番号、発番号、課金情報種別及び課金情報のみに変更を加えて、適用するものであること（概要は下図のとおり）。また、発番号に 050 番号を追加する変更については、既に認可済みの技術的条件のうち、発番号に係る条件に 050 番号を加える変更のみであること。

付加的機能識別番号接続方式
(第 67 条第 11 項工)

情報名	方向	適用	記事
番号	順方向	●	1. 番号種別と下ドシ情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別: 国内番号、下ドシ情報: 570 + D + C 番号種別: 国際番号、下ドシ情報: 199 または 199
発番号	順方向	●	1. 番号種別と下ドシ情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別: 国内番号、下ドシ情報: A + C
料金区別情報	順方向	●	1. 料金区別情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示: O A 2 - D 料金区別情報: O A 2 - D
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
料金区別情報	逆方向	●	1. 料金区別情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示: O A 2 - D 料金区別情報: O A 2 - D
逆方向呼表示	逆方向	○	1. 課金表示の設定条件は次のとおりとします。 ADM では技術的条件集第 41 号に示すのとおりとします。 ADM では、"10" を使用します。
課金情報種別	逆方向	○	1. 課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 課金情報種別: 課金し - 2 対話
課金情報	逆方向	○	1. 課金情報の設定条件は次のとおりとします。 単位料金表示: 単位料金 00 円、または 単位料金 00 円、または なし 課金し - 2 対話種別: 単位課金し - 2 対話 (公衆)、または 単位課金し - 2 対話 (一般)、または 単位課金し - 2 対話
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。

(凡例) ●:必ず設定されます ○:必要時設定されます - :設定されません。

災害時伝言ダイヤル接続機能接続方式
(第 67 条第 3 項工) (新設)

情報名	方向	適用	記事
番号	順方向	●	1. 番号種別と下ドシ情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別: 国際番号、下ドシ情報: 171
発番号	順方向	●	1. 番号種別と下ドシ情報の設定条件は次のとおりとします。 1. 提供: 自然発話音、接続型 PHS 非認定機限定の場合 番号種別: 国内番号、下ドシ情報: A Q + C + K 2. 認定: 非認定機限定の場合 番号種別: 国内番号、下ドシ情報: S Q + D + K 3. 認定: O Q C + K 認定機限定の場合 番号種別: 国内番号、下ドシ情報: S Q + D + K
料金区別情報	順方向	●	1. 料金区別情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示: O A 2 - D 料金区別情報: O A 2 - D
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
料金区別情報	逆方向	●	1. 料金区別情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示: O A 2 - D 料金区別情報: O A 2 - D
逆方向呼表示	逆方向	○	1. 課金表示の設定条件は次のとおりとします。 ADM では技術的条件集第 41 号に示すのとおりとします。 ADM では、"10" を使用します。
課金情報種別	逆方向	-	
課金情報	逆方向	-	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。

(凡例) ●:必ず設定されます ○:必要時設定されます - :設定されません。

